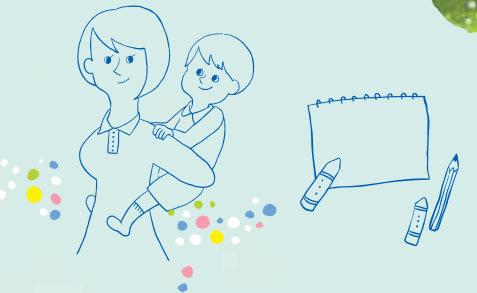




育児・介護の

Q & A



Q 5 子どもが小さいので、働く時間を短くしたい。

できます。短時間勤務制度を使えば、働く時間を短くして、子育てができます。また、小学校就学前のお子さんを養育している場合、残業の免除を申し出ることができます。

Q 6 子どもの授乳・託児所への送迎が……。

1歳未満の子どもの授乳・託児所送迎の場合、1日2回各30分以内の休暇がとれます。

Q 7 子どもが急に熱を出したら？

子の看護休暇制度があります。小学校就学前のお子さんの看護のために5日（2人以上の場合は10日）の休暇がとれます。

介護での休暇等

休暇等の種類	内容	該当する要介護者の範囲	常勤			非常勤※2		
			女性	男性	有給・無給	女性	男性	有給・無給
介護休暇	1年間5日 要介護2人以上の場合は10日 (1日又は1時間単位)	●配偶者、父母、子、配偶者の父母、 祖父母、孫、兄弟姉妹 ●同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、 子の配偶者、配偶者の子	○	○	有給	○	○	無給
介護休業	常勤職員 通算186日	●配偶者、父母、子、配偶者の父母、 祖父母、孫、兄弟姉妹 ●同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、 子の配偶者、配偶者の子 (同居はしていないものの泊まり込みにより 介護をする場合も含む)	○	○	無給※1	△	△	無給※1
	期間付職員 通算93日		△	△	勤務しない 時間に準じて 減額	△	△	勤務しない 時間に準じて 減額
介護部分休業	●1日4時間まで ●連続する3年間において必要 と認められる期間	●配偶者、父母、子、配偶者の父母 ●祖父母、孫、兄弟姉妹	△	△	勤務しない 時間に準じて 減額	△	△	勤務しない 時間に準じて 減額
時間外勤務の 免除・制限	●時間外勤務を免除 ●時間外勤務を制限 (24時間/月、150時間/年以内)	●同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、 子の配偶者、配偶者の子 (同居はしていないものの泊まり込みにより 介護をする場合も含む)	△ ※2	△ ※2	勤務しない 時間に準じて 減額	△ ※2	△ ※2	勤務しない 時間に準じて 減額
深夜勤務の 免除	深夜勤務 (午後10時～翌日の午前5時)を免除		△	△	勤務しない 時間に準じて 減額	△	△	勤務しない 時間に準じて 減額
早出遅出勤務	始業午前7時以降、終業午後10 時以前の範囲で、始業・就業を 変更(30分又は1時間単位)		△	△	勤務しない 時間に準じて 減額	△	△	勤務しない 時間に準じて 減額

※1 大学からの給与は支給されませんが、雇用保険より介護休業給付金(93日まで)の支給があります。
 ※2 請求にあたり要件があり、雇用形態・勤務時間により取得要件が異なりますので、詳細については「介護休業等に関する規則」
 (http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/150021.pdf) 等を参考、もしくは事務担当にお問い合わせください。

Q 8 家族の介護が必要なんです……。

介護休暇制度があります。要介護状態の家族がいる場合、5日（2人以上の場合は10日）の休暇がとれます。

Q 9 親を病院につれて行くので、午前中だけお休みをとりたいのですが？

介護休暇は1時間単位で取得できますので、例えば午前中2時間だけ介護休暇をとってお休みすることも可能です。

Q 10 介護が長くなりそうですが……。

介護休暇の他に介護休業制度があり、通算186日(期限付職員は93日)取得することができます。介護休業期間中は大学からの給与はありませんが、雇用保険より介護休業給付金(93日まで)の支給があります。





出産・育児での休暇等

時期	休暇等の種類	内容	常勤			非常勤※2		
			女性	男性	有給・無給	女性	男性	有給・無給
① 妊娠満23週まで ② 妊娠満24～35週 ③ 妊娠満36週～出産 ④ 産後1年	母子健康法に規定する保健指導又は健康診査受診のための業務遂行の免除	① 4週に1回	○	×	有給	○	×	無給
		② 2週に1回	○	×	〃	○	×	〃
		③ 1週に1回	○	×	〃	○	×	〃
		④ 1年に1回	○	×	〃	○	×	〃
妊娠中	通勤の混雑緩和のための業務遂行の免除	1日1時間未満	○	×	有給	○	×	無給
	休息、補食のための業務遂行の免除	適宜(休息、補食に必要と認められる時間)	○	×	有給	○	×	有給
出産前8週	産前休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠は14週間)	○	×	有給	○	×	無給※1
出産後8週	産後休暇	出産日翌日から8週間	○	×	有給	○	×	無給※1
出産に係る入院の日から出産の日後2週間を経過する日まで	配偶者出産付添休暇	2日の範囲内(1日又は1時間単位)	×	○	有給	×	×	
出産予定日の8週間前から出産の日後8週間	育児参加休暇	5日の範囲内(1日又は1時間単位)	×	○	有給	×	×	
生後1年に達するまで	授乳等のための休暇	1日2回それぞれ30分以内	○	○	有給	○	○	無給
3歳(又は1歳)の誕生日の前日まで	育児休業	常勤	3歳の誕生日の前日まで			○	○	無給※1
		期間付職員	1歳の誕生日の前日まで					○
小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務	1週間当たり19時間30分～25時間の勤務	△※2	△※2	勤務時間に準じて支給	△※2	△※2	勤務時間に準じて支給
	育児部分休業	1日2時間以内	○	○	勤務しない時間に準じて減額	△※2	△※2	勤務しない時間に準じて減額
	所定勤務時間外勤務をさせない措置	所定勤務時間を超えて勤務させない	○	○		○	○	
	時間外勤務の制限	1月24時間、1年150時間以内に制限	○	○		△※2	△※2	
	深夜勤務の免除	深夜勤務(午後10時～翌日の午前5時)を免除	△※2	△※2		△※2	△※2	
	早出遅出勤務	始業午前7時以降、終業午後10時以前の範囲で、始業・就業を変更(30分又は1時間単位)	△※2	△※2		△※2	△※2	
	子の看護休暇	1年間5日 2人以上の場合は10日(1日又は1時間単位)	○	○	有給	○	○	無給

※1 大学からの給与は支給されませんが、健康保険より出産手当金(出産前6週～出産後8週の間)、雇用保険より育児休業給付金(原則1歳まで)の支給があります。

※2 請求にあたり要件があり、雇用形態・勤務時間により取得要件が異なりますので、詳細については「育児休業等に関する規則」(http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/150020.pdf)等を参考、もしくは事務担当にお問い合わせください。

Q 1 そろそろ臨月、お休みは？

出産予定日8週間前(多胎妊娠なら、14週間前)から、出産の翌日から8週間の期間、休暇がとれます。

Q 2 妻が出産。夫は立ち会える？

夫は出産立会いのために2日、また、妻の産前・産後休暇中に、生まれた子どものきょうだい(就学前)の養育のために5日の休暇がとれます。

Q 3 育児休業って女性しかとれないの？

そんなことはありません。男性もとれますよ。ちなみに妻が専業主婦でもとれます。子育てを「男女共同で」行える制度になっています！

Q 4 非常勤職員でも産休・育児休業・介護休業がとれるの？

はい。とれます。取得の条件は雇用形態・勤務時間によって異なりますが、認められています。



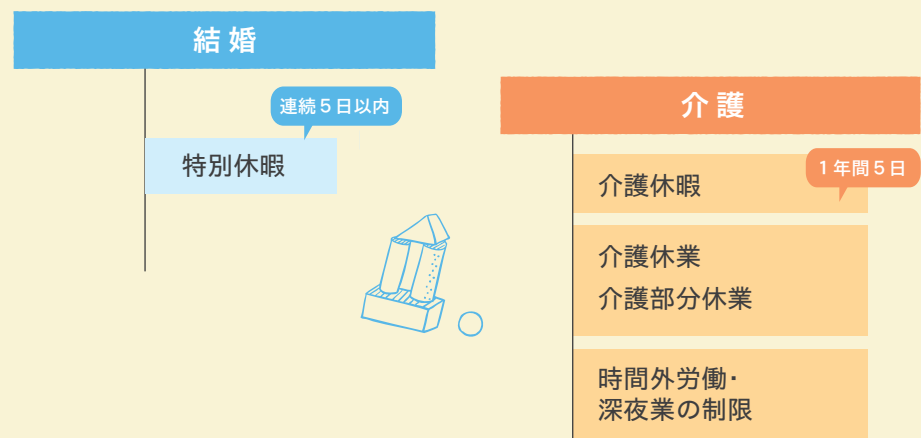
仕事と プライベートの ハーモニー

安心して活き活き働くための育児介護休暇制度のご案内

こどもの誕生と成長は喜ばしいこと、
家族の看護や介護は心をこめてしたいもの。
でも負担感が大きくなったり、仕事との両立が不安になったり……
このパンフレットでは、本学の職員が
活用できる制度についてお知らせいたします。
休暇制度を上手に活用して、安心して
育児・介護と仕事を両立してください。



ライフステージに応じた
柔軟な働き方・
休暇の制度があります





育児休暇制度を活用して

私の育児休業

岩佐 和幸 教育研究部 人文社会科学系
人文社会科学部門／教授



長女が生まれた時、つれあいが京都で仕事をしていたため、僕が4か月の育児休業をとって京都に行くことにしました。なんだか楽しそう、と普通の休暇を取る感覚でした。

実際は、ほんとに大変！ 読書どころか、育児と家事で身体はヘトヘト、社会とは隔絶……。でも、気分転換に娘を連れて散歩したりバスに乗ったりすると、声をかけられたり、おやつをくれる人がいて、楽しかったですね。小さな子どもをつれていると、人がフシギと集まるんですよ。

子どもの成長に向かい合うのは、何ものにも代えられない時間です。今は小学生ですが、かわいい盛りの育児にかかわることができたのは、とても貴重な経験で、その後の子どもの成長に興味があいてきます。また、育児を通して、学生や社会への見方も、地に足がついたものになった気がします。

今、学内の男女共同参画の委員をしていますが、男女を問わず、育休をとることが当たり前になるといいなと思います。



高知大学における男女共同参画の基本理念・基本方針

平成24年2月8日制定

基本理念

男女共同参画社会基本法(平成11年6月制定)は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置づけています。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を意味しています。

このように男女共同参画が社会全体として目指される転換期において、大学には、教育と職場環境における男女共同参画を阻害する偏見や差別、仕事と私生活との両立の困難など、社会が抱える多面的な課題の解決に向けて積極的に取り組むことが要請されています。学知の探求の拠点として、次世代育成の母体として、さらには地域社会の発展の基盤として、大学は、男女共同参画社会を実現するための先進的なモデルを提示すべき立場にあります。

高知大学は、「男女共同参画を大学で実践し、教育につなげ、そして社会にひろげる」という基本的な考えのもと、男女双方にとって、学びやすく働きやすい場、個性と能力をよりいっそう発揮できる場を形成することに努めます。そして、学問の府として、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を果たします。そのため次の基本方針を掲げ、男女共同参画社会の実現に向け着実に歩みを進めます。

基本方針

1. 男女がともに活き活きと能力を発揮できる職場環境・教育環境を築く
2. 男女共同参画の教育を充実させ、男女共同参画社会の形成に寄与する人材を育成する
3. 男女共同参画社会の実現をめざし、大学での実践を社会に向け発信する

国立大学法人 高知大学 〒780-8520 高知市曙町2-5-1

【男女共同参画推進室】
TEL 088-888-8020,8021,8022
FAX 088-880-8023
E-mail sankaku@kochi-u.ac.jp

【総務部人事課】
TEL 088-844-8584,8668
E-mail kj08@kochi-u.ac.jp